

プラスチック資源循環促進法における 環境配慮設計について

令和 6 年 1 0 月

経済産業省 イノベーション・環境局

GXグループ[°] 資源循環経済課

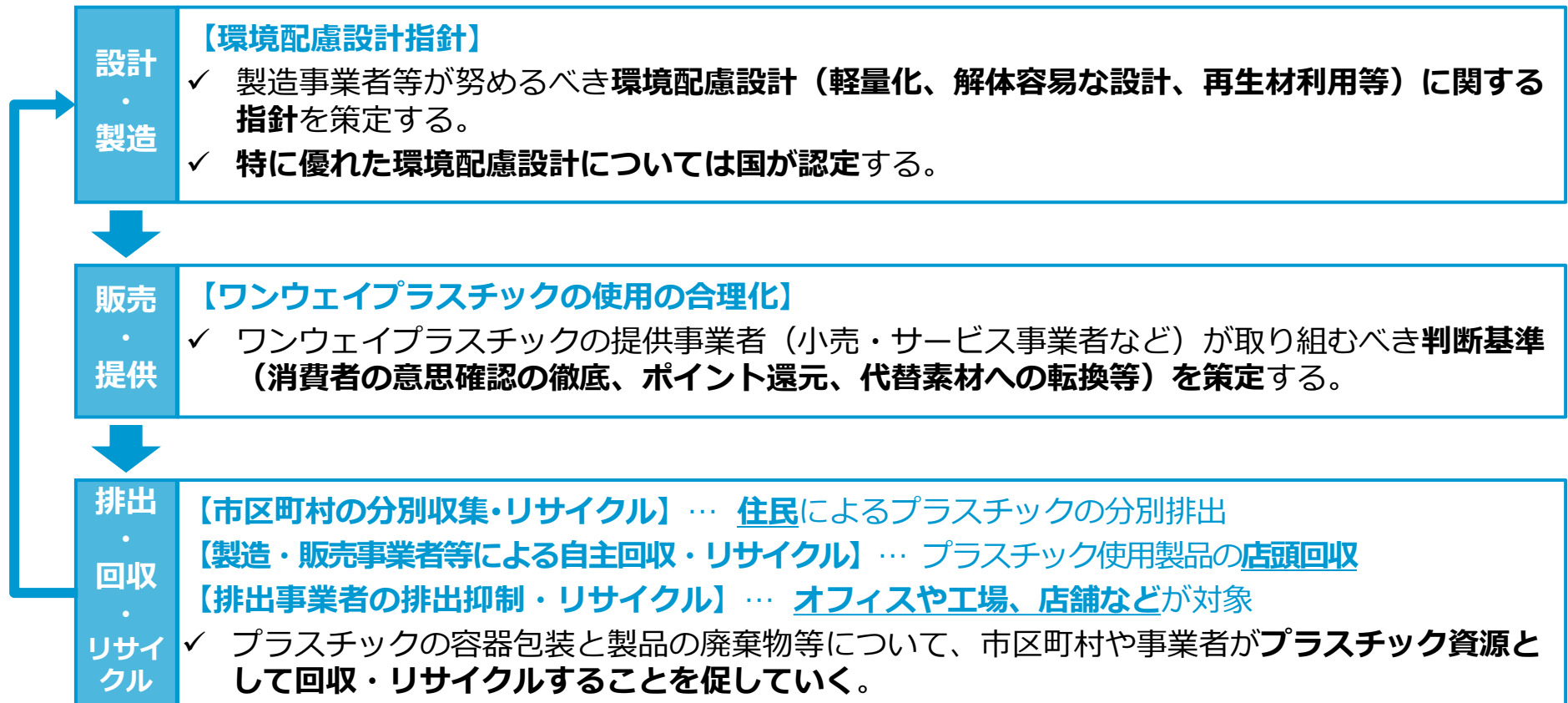
- **プラスチック資源循環促進法における環境配慮設計について**

- **設計認定基準案を策定する製品分野について**

- **今後の流れ**

プラスチック資源循環促進法の概要

- 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律
- 環境配慮設計指針は、設計・製造段階において、製造事業者等の環境配慮の取組を促進するための措置を講じた制度



プラスチック使用製品設計指針

- 「プラスチック使用製品設計指針」の中で、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者※¹が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めている。

プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破砕・焼却の容易化
(2) 材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの使用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価：ライフサイクルの環境負荷等の影響の総合的な評価		
(4) 情報発信及び体制の整備：注意事項等の記載、人員確保等の体制の整備		
(5) 関係者との連携：事業者、消費者、国、地方公共団体等との相互に必要な協力		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

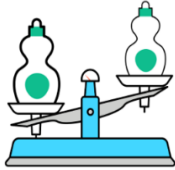
※1 以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。

プラスチック使用製品設計指針（１）構造

（１）構造

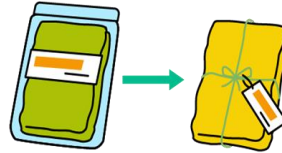
① 減量化

- 出来るだけ使用する材料を少なくすること。



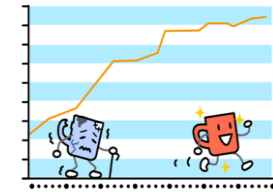
② 包装の簡素化

- 過剰な包装を抑制すること。



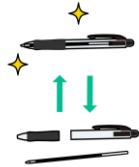
③ 長期使用化・長寿命化

- 製品全体の耐久性を高めること。
- 繰返し使用に耐えるものとする。
- 部品を容易に交換できる構造とすること。
- 容易に修理することができるようにすること。



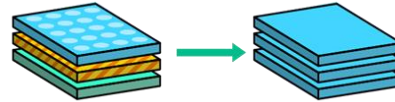
④ 再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用

- 再使用が容易な部品を使用すること。
- 部品の再使用をすること。



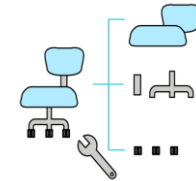
⑤ 単一素材化等

- 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること。



⑥ 分解・分別の容易化

- 部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること。
(リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい)。
- 部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること。
- 使用されている材料の種類の表示を行うこと。



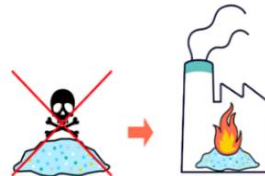
⑦ 収集・運搬の容易化

- 可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること。



⑧ 破碎・焼却の容易化

- 再使用又は再生利用が難しい部品等については、破碎や焼却の容易化に配慮すること。



プラスチック使用製品設計指針 (2) 材料

(2) 材料

①プラスチック以外の素材への代替

- プラスチック以外の素材に代替すること。



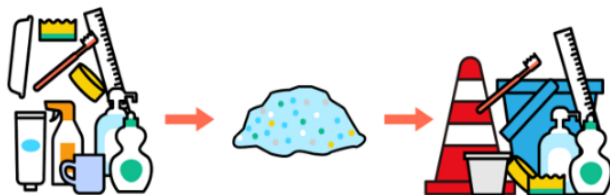
②再生利用が容易な材料の使用

- 再生利用が容易な材料を使用すること。
- 材料の種類を減らすこと。
- 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること。



③再生プラスチックの利用

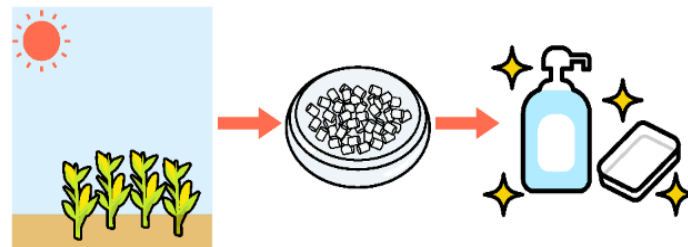
- 再生プラスチックを利用すること。



④バイオプラスチックの利用

「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、

- バイオマスプラスチックを利用すること。
- 生分解性プラスチックを利用すること。



プラスチック使用製品設計指針（３）～（６）

（３）製品のライフサイクルの評価

プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに（１）構造及び（２）材料に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係になる場合があることに留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価することが望ましい。

（４）情報の発信及び体制の整備

企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に必要とされる範囲で、①製品の構造、②部品の取り外し方法、③製品・部品の材質名、④部品の交換方法、⑤製品・部品の修理方法、⑥製品・部品の破碎・焼却方法、⑦製品・部品の収集・運搬方法、⑧処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項用の情報を記載することが望ましい。

（５）関係者との連携

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と材料・部品等の供給者、再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国及び地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うことが望ましい。

（６）製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきた。一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施することが望ましい。

また、プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

設計認定制度

- 設計認定を受けるに当たっては （１）総合的な評価及び情報等の公表及び （２）製品分野ごとに別に定める基準（設計認定基準）に適合していることが求められる。

● 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

設計認定に当たっては、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、特に優れたプラスチック使用製品の設計について大臣認定を行う。

（１）総合的な評価及び情報等の公表

製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクルを通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら決定した当該取組の考え方等を公表していること。



指定調査機関が設計調査を行うタイミングで確認

（２）基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、製品分野ごとに別に定める基準に適合していること。



本日ご議論いただきたい内容

- **プラスチック資源循環促進法における環境配慮設計について**

- **設計認定基準案を策定する製品分野について**

- **今後の流れ**

業界団体における設計認定基準の策定状況

- これまで業界団体等における標準基準等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、業界団体等において製品分野ごとの標準基準等の策定を実施することが望まれる。
- 現在、標準基準を策定している業界団体は8者（経産省把握分）。
- ご審議いただく設計認定基準は、（１）清涼飲料用ペットボトル容器、（２）文具・事務用品※¹、（３）家庭用化粧品容器※²、（４）家庭用洗剤容器※³の4分野。
- 全体のプラスチック製品生産量に対し、9.0%程度※⁴の製品分野において設計認定基準の策定が進められている。

※¹ 文具・事務用品の中で対象となる製品分類は、クリアホルダー、クリアファイル、バインダー

※² 家庭用化粧品容器で対象となる製品分類は、シャンプー、リンス、ボディソープ、ハンドソープ

※³ 家庭用洗剤容器で対象となる製品分類は、洗濯用洗剤容器、柔軟仕上げ剤容器、台所用洗剤容器、食洗機用洗剤容器、住居用洗剤容器

※⁴ 以下出典先による推計

・一般社団法人プラスチック循環利用協会「2022年 プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」 <https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf2.pdf>

・日本石鹼洗剤工業会「環境年報 Vol.48（2023年度版）」 https://jsda.org/w/00_jsda/9_Annual-Report/Environmental-Annual-Report_Vol.48_2023.pdf

・一般社団法人全日本文具協会より推計

・日本化粧品工業会「化粧品業界における容器包装プラスチック使用量（2022年度）について」

https://www.jcia.org/user/common/download/approach/sustainability/202404_JCIA_plastic_usage_jp2.pdf

・PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2023」 <https://www.petbottle-rec.gr.jp/nenji/new.pdf>

■ 標準基準を策定している業界団体（経産省把握分）

- | | |
|--|--|
| ● 全国清涼飲料連合会
→ PETボトルリサイクル推進協議会策定の「PETボトルの環境配慮設計指針」 | ● プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
→ 容器包装の環境配慮設計・ガイドライン |
| ● 一般社団法人全日本文具協会
→ プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン | ● 日本プラスチック食品容器工業会
→ プラスチック食品容器の設計・製造に関する環境配慮ガイドライン |
| ● 日本化粧品工業会
→ 化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針 | ● 全日本ブラシ工業協同組合
→ 歯ブラシ及びヘアブラシ製品に関する環境配慮設計ガイドライン |
| ● 日本石鹼洗剤工業会
→ 環境配慮設計チェックリスト（ガイドライン：2022年度版） | ● 日本歯磨工業会
→ オーラルケア製品に関する環境設計のためのガイドライン |

- **プラスチック資源循環促進法における環境配慮設計について**
- **設計認定基準案を策定する製品分野について**

- **今後の流れ**

今後の流れ

- 設計認定基準案についてパブリックコメントを募り、その後設計認定基準として公表予定。
- その後も、必要に応じて本ワーキンググループを開催し、新たな設計認定基準の策定や既存の設計認定基準の見直しを継続的に実施する。

今後の流れ

設計認定基準案についての審議



パブリックコメント（30日間）



設計認定基準の公表

※今後も必要に応じて設計認定基準ワーキンググループを開催